

共生型サービスに係る基準条例に関する意見交換会 委員一覧

(敬称略)

氏名	役職	区分
中西 雅子	京都府障害厚生施設協議会副会長	障害
樋口 幸雄	京都知的障害者福祉施設協議会会長	
前田 武藏	京都障害児者親の会協議会副会長	
松島 朱美	公益社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会理事	
三好 俊昭	一般社団法人 京都府身体障害者団体連合会副会長	
櫛田 匠	一般社団法人 京都府老人福祉施設協議会理事	高齢
高木 はるみ	公益社団法人 京都府介護支援専門員会常任理事	
中川 剛	一般財団法人 京都府老人クラブ連合会常務理事	
畑村 博行	公益財団法人 京都SKYセンター副理事長	
松村 順子	京都府ホームヘルパー協議会会長	

共生型サービスに係る基準条例に関する意見交換会開催要領

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）等の一部改正により、都道府県条例で共生型サービスの基準を規定することになったことに伴い、地域の実情に応じた基準等について意見交換を行い、条例制定の参考とするため、共生型サービスに係る基準条例に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を開催する。

(委員の要件)

第2条 意見交換会の委員は10人以内とする。

2 意見交換会を構成する委員は、福祉関係団体から京都府知事が依頼する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委員就任の時より平成30年12月31日までとする。

(会議)

第4条 意見交換会は健康福祉部長が招集する。

2 意見交換会の進行をはじめ、その運営は健康福祉部がつかさどる。

3 京都府知事は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、公開された内容を除き、知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(事務)

第6条 意見交換会の事務は京都府健康福祉部障害者支援課及び介護・地域福祉課において行う。

2 会議の議事は公開を原則とする。

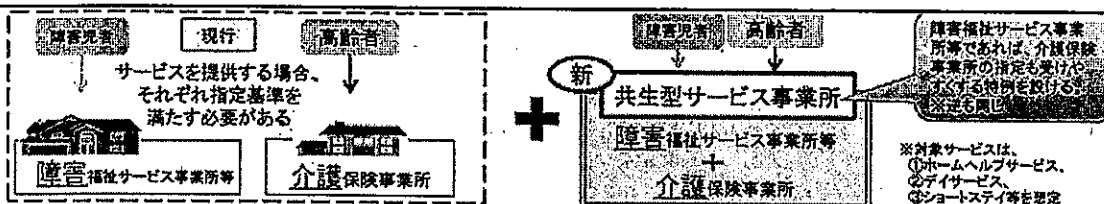
「共生型サービス」に係る基準条例の改正について

平成 29 年 6 月 2 日公布の介護保険法等改正により、「共生型サービス」が介護保険サービス及び障害福祉サービス等に新たに規定されたため、関係する基準条例の改正を行う。

1 共生型サービスの概要

- ・介護保険サービス事業所において、共生型障害福祉（障害児含む） サービスを提供
- ・障害福祉（障害児含む） サービス事業所において、共生型介護保険 サービスを提供となる特例を設けるもの

【新たに共生型サービスを位置づけ】 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに共生型サービスを位置付ける。



2 条例改正の内容（案）

介護保険サービス事業所及び障害福祉（障害児含む）サービス事業所において、共生型サービスの指定を受ける際の人員、設備基準等を規定するもの

3 改正を行う条例

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- (2) 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- (4) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例

4 今後の予定

関係団体等の意見を踏まえたうえで、京都府の関係条例の改正を行う。

7月～8月 関係団体等の意見を聴取

8月～10月 意見を踏まえて条例案を検討、パブリックコメント

12月 条例案（議案）を提出